

食安発第 0226002 号
平成 19 年 2 月 26 日

各 検 疫 所 長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第11号)が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)の一部が別添のとおり改正されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

記

第1 改正の概要

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の施行に伴い、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)様式第2号、様式第3号及び様式第12号を改正すること。

第2 施行期日等

- 1 本省令は、平成19年4月1日から施行すること。
- 2 本省令の施行の際現にある改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこと。
- 3 本省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、必要事項を記載した別紙を旧様式の該当箇所に糊付けする等、これを取り繕って使用することができること。

(別添) 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十二号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>様式第二号(第二十五条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">○ ○</p> <p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p>＜教示＞ (略)</p> <p>＜参照条文＞ ○食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抄) 第28条 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、<u>当該職員</u>に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。 (第2項から第4項まで 略)</p>	<p>様式第二号(第二十五条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">○ ○</p> <p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p>＜教示＞ (略)</p> <p>＜参照条文＞ ○食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抄) 第28条 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、<u>当該官吏</u>に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。 (第2項から第4項まで 略)</p>

（略）

（裏面）

この証票を携帯する者は、食品衛生法又は健康増進法により臨検検査又は収去をする職権を行う者で、その関係条文は、以下のとおりである。

食品衛生法抜粋

第二十八条 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

前項の規定により当該職員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条 第二十八条第一項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

（略）

（略）

（裏面）

この証票を携帯する者は、食品衛生法又は健康増進法により臨検検査又は収去をする職権を行う者で、その関係条文は、以下のとおりである。

食品衛生法抜粋

第二十八条 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該官吏に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

前項の規定により当該官吏に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条 第二十八条第一項に規定する当該官吏の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、官吏又は当該都道府県等の吏員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

（略）

健康増進法抜粋

(略)

(略)

様式第一二号 (第四十七条関係)

(略)

(裏面)

この証票を携帯する者は、食品衛生法により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

食品衛生法抜粋

第四十七条 (略)

第二十八条 (第二項 略)

前項の規定により当該職員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。

(略)

健康増進法抜粋

(略)

(略)

様式第一二号 (第四十七条関係)

(略)

(裏面)

この証票を携帯する者は、食品衛生法により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

食品衛生法抜粋

第四十七条 (略)

第二十八条 (第二項 略)

前項の規定により当該官吏員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。

(略)